

茨城県立 I T 未来高等学校 P T A 会則

第 1 章 名 称

(名称)

第 1 条 本会は、茨城県立 I T 未来高等学校 P T A (以下、「本会」という。)と称し、事務局を、茨城県立 I T 未来高等学校 (以下、「本校」という。)内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、保護者、学校及び社会との連携を密にし、教育の充実振興を助成することを目的とする。

第 3 章 方 針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動し、本会の目的以外の活動を行う団体及び事業には関係しない。

第 4 章 事 業

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭との連携
- (2) 学校教育振興への協力
- (3) 生徒の福利厚生
- (4) 会員の研究への助成
- (5) 本校生徒の教育及び福祉のために活動する団体並びに機関との協力
- (6) その他必要な事項

第 5 章 会 員

第 5 条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び本校教職員とする。

第 6 章 役 員

(役員)

第 6 条 本会の役員は、次のとおりとし、任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 4 名以内とする (うち 1 名は校長)
- (3) 書 記 3 名以内とする (うち 1 名は教頭)
- (4) 会 計 3 名以内とする (うち 1 名は事務長)
- (5) 監 事 若干名
- (6) 幹 事 若干名 (教職員)

第 7 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する
また、運営委員会における議長を務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、職務を代理する。
- (3) 書記は、会議を記録する。
- (4) 会計は、本会の会計を経理し、会計監査を経て総会に報告する。
- (5) 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- (6) 幹事は、会務を処理する。
- (7) 会長、副会長、書記、会計、顧問は特別活動後援会の役員を兼務する。

第8条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 選考委員会において選出し、総会の承認を得る。
- (2) 選考委員会の委員は、役員及び各専門委員会委員長、各年次委員会委員長より選出し、委員長は役員の互選とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は、会長が任命し、必要に応じて本会に助言することができる。

第7章 会 議

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

第11条 定期総会は、年度初めに会長が招集し、次の事項について審議決定する。

- (1) 前年度事業報告と決算の承認
- (2) 新年度事業計画と予算の承認
- (3) 新役員の承認
- (4) 会則の改正
- (5) その他重要事項

第12条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたときまたは会員の5分の1以上の要求があった場合に会長が招集する。

第13条 総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席会員の過半数の賛成により議決する。

第14条 総会の議長は総会において選出する。

(運営役員会)

第15条 運営役員会は、本会の役員及び各専門委員会委員長、各年次委員長をもって構成し、会長が招集する。また、必要に応じて顧問の出席を求めることができる。

第16条 運営委員会は、本会の運営に必要な事項について審議する。

第17条 運営委員会は、緊急に本会の意思を決定する必要がある場合、次の事項を審議し決定する。ただし、総会で報告する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他重要事項

第18条 運営委員会は出席者の過半数の賛成により議決する。

第8章 専門委員会

第19条 本会に、次の専門委員会を置くことができる。

- (1) 生徒指導委員会……校外生徒指導
- (2) 研修委員会………会員相互の研修事業の企画運営
- (3) 広報委員会………PTA活動の広報

第20条 委員は、本会の会員より選出し、委員長は会長が委嘱する。

第21条 委員長、副委員長はそれぞれ1名とし、委員の互選とする。委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第22条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

第9章 年次委員会

第23条 本会は、各年次に年次委員会を置くことができる。

第24条 委員は、本会の会員より選出し、委員長は会長が委嘱する。

第25条 委員長、副委員長はそれぞれ1名とし、委員の互選とする。委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第26条 委員会は、委員長が必要に応じてこれを招集し、それぞれの活動を行う。

第10章 会 計

第 27 条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(1) 会員は、入会時 2,000 円の入会金を納入する。

ただし教職員は納入を要しない。

(2) 会費は、月額 230 円とする。

ただし、教職員は月額 100 円とする。

なお、会費は、複数月分を一括で徴収することができる。

第 28 条 本会の会計は、会計監査を受け、総会の承認を得る。

第 29 条 本会の会計手続きの詳細は、別途定める。

第 11 章 年 度

第 30 条 本会の事業会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

付 則

本会則は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 5 月 31 日一部改正

茨城県立 I T 未来高等学校 P T A 慶弔規程

茨城県立 I T 未来高等学校 P T A 慶弔規程は、次のとおりとする。

区 分	対 象	金 額（円）	備 考
傷 病	生徒	5,000	欠席 2 週間以上の場合
	T 会 員	5,000	休暇 2 週間以上の場合
死 亡	会 員（含む配偶者）	10,000	別途、花輪 1 基または花輪代
	生 徒		
災 害	会 員	10,000	災害の状況によりその都度協議する。
表 彰	P T A 会 長・副会長及び功労のあった者に対して、退任の感謝状並びに記念品を贈る。（ただし、職員を除く）		

付 則

本規程によりがたい場合はその都度協議する。

本規程は昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 62 年 4 月 1 日一部改正

平成 11 年 4 月 1 日一部改正

平成 14 年 4 月 1 日一部改正

平成 16 年 10 月 26 日一部改正

平成 17 年 5 月 14 日一部改正

平成 24 年 5 月 12 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

茨城県立 I T 未来高等学校 P T A 経理規程

（目的）

第 1 条 本規程は、茨城県立 I T 未来高等学校 P T A 会則第 29 条の規定に基づき、本会の経理事務に関し必要な事項を定め、適正な取扱いを図ることを目的とする。

（委任）

第 2 条 会長は次の事項については校長に委任する。

- （１） 会費の徴収に関すること。
- （２） 予算の執行に関すること。
ただし、１件 50 万円を超える事業の契約に関するものを除く。
- （３） 預金通帳及び現金の保管に関すること。
- （４） 会計帳簿の整理保管に関すること。
- （５） 学校事務職員を P T A の会計担当者に委嘱すること。委嘱期間は、当該年度の間とする。

（会計処理の手続き）

第 3 条 会計処理は以下の手続きをもって行う。

- （１） 収入
 - ア 経費徴収の内容（会費等を徴収する目的、徴収額、主な用途等）を書面等により明確にし、当該内容について、生徒及び保護者に対し確実な方法により周知を図る。
- （２） 支出
 - ア 会計の執行における各業務の担当者等を、書面等により明確にする。
 - イ 実務担当者は、業務を執行するために経費の支出が必要な場合には、業務執行・物品購入等の依頼内容を明記した執行要求書類を作成し、会計担当者に提出する。

（会計帳票の作成及び決裁）

第 4 条 会計担当者は、執行要求書類の内容を確認し、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県財務規則第 15 号。以下「財務規則」という。）に準じて、必要な根拠資料を添付した上で支出関係書類を作成し、審査担当者及び決定権者に支出負担行為の決裁を受ける。

（見積書の徴収）

第 5 条 本会が契約しようとするときは、会計担当者は、支出負担行為の決裁後、業者の見積書を適正に徴するなど、財務規則に準じて契約の手続きを進め、その結果について関係者の決裁を受けた上で、業者との契約手続きを行う。

（業務の履行確認）

第 6 条 審査担当者及び決定権者は、契約等による業務の終了後、契約等の内容が正しく履行されているか確認し、関係書類へ押印する。

(旅費)

第7条 本会の役員が、会の業務のために旅行した場合の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和28年茨城県条例第56号）及び職員の旅費に関する規則（昭和37年茨城県人事委員会規則第4号）の規定を準用する。

(通帳及び銀行印の管理)

第8条 本会会計の通帳及び銀行印は、会計担当者及び審査担当者で分離して管理するものとする。

(書類等の保管)

第9条 当該会計年度中の会計書類(証拠書類・帳票等)は、会計担当者が保管するものとする。

2 本会の会計書類及び通帳は、これを5年間保存するものとする。

(決算)

第10条 会計担当者は会計年度終了後速やかに決算書を作成し、会長に提出するものとする。

(予算)

第11条 会計担当者は、決算書提出に併せて予算書原案を会長に提出するものとする。

(監査)

第12条 会長は、前条の決算書により本会会計監査による監査を受けるものとする。

2 会計監査は、監査の結果を総会において報告するものとする。

(改正)

第13条 本規程は役員による会議をもって改正することができるものとする。ただし、その結果を総会に報告するものとする。

付 則

本規程は平成19年4月1日から適用する。

令和5年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

茨城県立 I T 未来高等学校後援会会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は茨城県立 I T 未来高等学校後援会と称し、事務局を本校内におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は本校教育の振興・充実をはかるための助成を目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 文化・体育活動の向上発展に関すること
- (2) 教職員及び生徒の研修に関すること
- (3) 厚生に関すること
- (4) その他本会で必要と認めたこと

第 4 章 会 員

第 4 条 本会は次の各員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 生徒の保護者
- (2) 参与会員 本校の教職員

第 5 章 役 員

第 5 条 本会の役員及び任務は次のとおりとする。

- (1) 名誉会長 1 名 (校長)
- (2) 会 長 1 名 本会を代表し会務を総理する。
- (3) 副 会 長 5 名 会長を補佐し、会長事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。
- (4) 書 記 2 名 書記は、会議を記録する。
- (5) 会 計 3 名 本会の会計を経理し、会計監査を経て総会に報告する。
- (6) 監 事 3 名 その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- (7) 幹 事 若干名 本会の諸議事を記録し、会務を処理する。役員の任期は 1 年とする。
ただし、再任は妨げない。

第 6 条 本会の役員は P T A 役員が兼任する。ただし幹事については関係教職員中より会長が委嘱する。

第 7 条 本会は顧問を置くことができる。顧問は必要に応じて本会に助言することができる。

第6章 総 会

第8条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第9条 総会は年度初めに開催し、次の事項に関し審議議決する。

- (1) 前年度事業と決算の承認
- (2) 新年度事業と予算の承認
- (3) 新役員の承認
- (4) 会則の改正
- (5) その他重要事項

第10条 総会の招集、成立及び議決は、PTA会則第12条、第13条、第14条に準ずるものとする。

第7章 役 員 会

第11条 役員会は会長が招集し次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他重要事項

第12条 役員会は緊急に本会の意思を決定する必要がある場合は、総会に代わって案件を審議し議決する。ただし、次の総会で報告する。

第8章 会 計

第13条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。会費は次のとおりとする。
ただし、運営上必要があるときは臨時会費を徴収することができる。

正会員 生徒1名につき年額11,640円。

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本会会計の手続きの詳細は、茨城県立IT未来高等学校PTA経理規定を準用する。

第15条 本会則の改正は総会にて出席者の過半数の同意を必要とする。

付 則

本会則は平成14年4月1日より施行する。

平成16年10月26日一部改正

平成19年2月3日一部改正

平成25年5月11日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年5月31日一部改正